

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の 3 段階目の結果公表を行いましたので、調査結果や取扱いについてお知らせします。

8 文科教第 1096 号

令和 8 年 9 月 30 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人の長

文部科学省総合教育政策局長

淵 上 孝

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表③及び調査結果の
活用や取扱いについて（通知）

令和 8 年度全国学力・学習状況調査（以下「令和 8 年度調査」という。）の結果については、「令和 8 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 7 年 12 月 5 日付け 7 文科教第 1370 号文部科学事務次官通知別紙。以下「令和 8 年度調査実施要領」という。）において、文部科学省から公表することとしています。また、令和 7 年度以降の調査結果の取扱い等については、「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について」（令和 7 年 6 月 6 日付け 7 文科教第 507 号文部科学省総合教育政策局長通知）に従って、国による結果公表は 3 段階に分けて行うこととしております。

この度、3 段階目の結果公表（以下「結果公表③」という。）として、都道府県・指定都市別データに基づく分析結果を、9 月 30 日に下記 1. のとおり公表しましたので、お知らせします。調査結果の活用や取扱いに関する留意事項等は下記 2. のとおりですので、各教育委員会・学校等におかれては、これらを踏まえ、適切な対応をお願いします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、国立大学法人及び公立大学法人の長におかれては設置する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いします。都道府県知事におかれては域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いします。

今回の調査結果の分析・検証の結果やそれらを通じて得られた具体的な課題などについては、小・中学校のみならず、高等学校の関係者等にも共有いただくよう配慮をお願いし

ます。また、各教育委員会において所管の学校に対して周知する際には、例えば、各学校において進める必要がある取組を整理して、教育委員会主催の研修等で周知するなど、効果的な周知に取り組んでいただくようお願いします。

記

1. 令和8年度調査の結果公表③について

(1) 公表内容について

令和8年度調査の結果に関する以下の資料を、国立教育政策研究所のホームページ（https://www.nier.go.jp/26chousakekkahoukoku/factsheet/prefecture_city.html）に公開していること。

- ・結果公表③について（本通知の別添1）
- ・都道府県・指定都市別ノート（本通知の別添2）
- ・各都道府県の調査結果資料（調査結果概況、問題別調査結果等）

(2) 結果公表③の趣旨・主な結果について

① 結果公表③の趣旨（別添1 p4）

全国学力・学習状況調査の実施主体である国として、都道府県・指定都市単位で結果の公表・分析を行うこととしており、その一環として、都道府県・指定都市における教育施策の充実に資する情報を提供することが重要であること。本調査の結果は、自治体が教育施策の充実等を図る際に、他自治体の施策を参照するものとして活用されていることを踏まえ、そうした自治体の取組を支援する観点から、序列化や過度な競争を生じさせないように留意しつつ、都道府県・指定都市単位の結果を一部示すとともに、クロス分析の結果においても、参考となり得る一部の都道府県名を公開していること。

② 都道府県・指定都市別結果（分布や習熟度に目配りした統計表やグラフ）（別添1 p5～12）

各都道府県・指定都市の平均正答率・スコアの分布については、全ての教科において、全国的なばらつきの傾向と大きな差は見られないこと。

また、各都道府県の正答数・IRTバンドの層分布については、中学校の数学において、一部の都道府県で全国（公立）と比べてD層の割合が10ポイント以上多いものの、全体として全国的な傾向と大きな差は見られないこと。

③ 都道府県・指定都市別結果チャート（別添1 p13～29）

結果チャートについては、各自治体や学校において児童生徒の学力・学習状況等を多面的に分析することを支援する観点から作成していること。各都道府県・指定都市においては、全国的な平均値や他自治体の状況も参考にしつつ、本チャートを強みや改善点の把握・分析や改善に役立てることが重要であること。

④ 都道府県（指定都市を含む）の散布図（別添1 p30～32）

次期学習指導要領の検討において、「主体的・対話的で深い学び」の実装、学びの自己調整等による個に応じた学習過程の充実、子供たち一人一人の興味・関心や好奇心、全ての活動の基盤となる心理的安全性の確保の重要性が指摘されていることなどから、これらに関連する質問項目について更なる分析を行った。その結果、

- ・学びの自己調整について肯定的に回答している児童生徒が多い都道府県では、主体的・対話的で深い学びにつながる取組や授業を受けたと回答した児童生徒が多い傾向が見られ、学びの自己調整と主体的・対話的で深い学びは相互に関連する可能性があること
- ・自らの学習を調整する児童生徒の割合が高い地域では、児童生徒の好奇心や新しい課題に挑戦しようとする姿勢も高い傾向が見られ、学びの自己調整と好奇心・挑戦心等は相互に関連する可能性があること
- ・対話的な学びを行っているとは回答した児童生徒の割合が高い都道府県では、学級の心理的安全性が保たれているとは回答した生徒が比較的多く、安心して意見を表明できる環境と、対話を通じて考えを深める学びとの関連がうかがえること
- ・一方で、学校が評価する生徒の対話的な学びの状況と生徒が実感する対話を通じた考えの深まりとの間には、明確な関連は見られないこと。このことは、学校と生徒の間に認識の差がある可能性を示唆しており、対話的な学びの充実にあたっては、時に学校の取組を見直しながら、生徒の考えの深まりや新たな気づきの実感につなげることが重要であることが示唆されていること

が明らかになったこと。

⑤ 各都道府県の低 SES グループにおける学力層分布と ICT の活用（別添 1 p33～37）

「令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表②及び調査結果の活用や取扱いについて」（令和 8 年 8 月 3 日付け 8 文科教第 830 号文部科学省総合教育政策局長通知）の別添 1 「令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）」

（<https://www.nier.go.jp/26chousakekkahoukoku/index.html>）（以下「結果公表②」という。）p61 において示した通り、小学校、中学校の全ての教科において、社会経済的背景（SES）が低いグループほど、正答率・スコアが低い傾向が見られたこと。一方で、全国と比べて、低 SES グループにおける学力 D 層・IRT バンド 1 の割合が低い都道府県や低 SES グループにおける平均正答率・スコアが高い都道府県も見られ、これらの都道府県の取組が参考になると考えられること。

また、結果公表②p62 において、SES が低い状況にあっても、ICT 機器を活用する自信がある生徒は、各教科の正答率・スコアが高い傾向が見られることを踏まえ、低 SES グループにおける学力 D 層・IRT バンド 1 の割合と ICT を活用する自信の関係性の更なる分析を行った。その結果、小学校、中学校の全ての教科において、低 SES グループにおける学力 D 層・IRT バンド 1 の割合が低い、または平均正答率・スコアが高い都道府県では、ICT を活用する自信について肯定的な回答をする低 SES グループの児童生徒が多い傾向が見られたことが明らかになったこと。

⑥ 都道府県・指定都市別ノート（別添２）

都道府県・指定都市別の結果等について、分布や習熟度を目配りした統計表やグラフ、学力・学習状況等について多面的な分析を行うための結果チャートを掲載するとともに、教科調査の分布や質問調査の結果等について文章で説明する「都道府県・指定都市別ノート」を別添２のとおり作成しており、各都道府県・指定都市においては、本ノートを強みや改善点の把握・分析や課題の改善に役立てることが重要であること。

2. 令和８年度調査結果の活用及び取扱いについて

(1) 調査結果の活用

各教育委員会・学校等においては、令和８年度調査実施要領７．（５）に基づき、調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そうした取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、学校における学習指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

なお、調査結果の分析に当たっては、教科調査の平均正答数、平均正答率、平均IRT スコアのみならず、個々の問題や領域等に着眼して学習指導上の課題を把握・分析したり、学習指導要領の趣旨を踏まえた取組、ICT 機器の活用、教科に関する意識や学習活動等に係る質問調査の結果と合わせて総合的に分析、評価したりすることを通じて、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要であること。

(2) 調査結果の取扱いに関する留意事項

調査結果の取扱いについては、令和８年度調査実施要領７．と「令和８年度全国学力・学習状況調査における結果公表③の公表日等について」（令和８年８月７日付け事務連絡）に基づき、適切に行うこと。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たす上で重要であることに加え、特に調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

別添 1 令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表③について

別添 2 令和 8 年度全国学力・学習状況調査 都道府県・指定都市別ノート

参考資料 令和 8 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（参考） 「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
（文部科学省ウェブサイト）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

参事官（調査企画担当）付学力調査室

E-mail：gakucho@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（代表） 内線 3726